

# 福岡県公報

平成21年11月13日  
第3039号

## 目次

### 告示(第1717号 - 第1729号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	5
鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課)	.....	5
特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(自然環境課)	.....	6
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	9
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	9
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	9
告示			
福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	.....	10

福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務の委託に係る提案の募集	(税務課)	.....	10
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	.....	11
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....	12
政治団体の解散届	(市町村支援課)	.....	14
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	.....	14
正誤			
土地収用法に基づく事業の認定(平成21年10月福岡県告示第1635号)			
) 中正誤		.....	15

## 告示

福岡県告示第1717号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町大字馬場字古江591番1及び591番7から591番13まで
  - 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉南区蜷田若園二丁目23番10号  
有限会社 中央開発 代表取締役 福澤 正
- 福岡県告示第1718号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 筑紫野ベレッサ

(2) 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南一丁目12番地の1

3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
筑紫野とうきゅうショッピングセンター	筑紫野ベレッサ

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社東急ストア 代表取締役 木下 雄治 東京都目黒区上目黒一丁目21番12号	
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目38番1号	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目38番1号
	株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号
	株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻 義久 福岡県いわき市鹿島町走熊字七本松27 - 1

	日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 原田 永幸 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
	株式会社アルコム 代表取締役 米森 昭文 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目12番9号 第6グリーンビル2階
	株式会社隈商店 代表取締役 隈 和好 福岡県朝倉市甘木1813 - 5
	株式会社武田メガネ 代表取締役 武田 耕一 福岡県福岡市中央区天神四丁目3番30号 天神ビル新館
	株式会社ナニワ商会 代表取締役 塩山 高之 大阪府大阪市中央区心斎橋筋一丁目4番29号
	株式会社ワールド 代表取締役社長 寺井 秀藏 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
	株式会社タケヤ 代表取締役 岸澤 陽一郎 東京都青梅市野上町三丁目1番1号
	ゴンゼレス 福重 勝久 鹿児島県霧島市国分福島2番6号
	株式会社木村屋 代表取締役 萩尾 広 福岡県久留米市津福本町1377番地
	株式会社神奈川くまざわ書店 代表取締役 熊沢 真 東京都八王子市八日町1番11号

	株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
	有限会社オーパ 代表取締役 石川 恭子 福岡県福岡市中央区渡辺通り四丁目1番36号 B i v i福岡3階
	有限会社CAKEHOUSE実りの季 代表取締役 楮本 豊 福岡県小郡市希みが丘二丁目20番16号

福岡県告示第1719号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 グルメシティ篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字丸林74 - 3

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
-------	-------

九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 太田 勉	九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 光石 直起
-----------------------------------	------------------------------------

変 更 前	変 更 後
九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 光石 直起	九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 塚元 辰男

変 更 前	変 更 後
九州スーパーマーケットダイエー株式会社	株式会社グルメシティ九州

変 更 前	変 更 後
株式会社グルメシティ九州 代表取締役 塚元 辰男	株式会社グルメシティ九州 代表取締役 阪永 和裕

福岡県告示第1720号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 グルメシティ大土居店

(2) 所在地 福岡県春日市昇町7丁目65番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 光石 直起	九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 塚元 辰男

変 更 前	変 更 後
九州スーパーマーケットダイエー株式会社	株式会社グルメシティ九州

変 更 前	変 更 後
株式会社グルメシティ九州 代表取締役 塚元 辰男	株式会社グルメシティ九州 代表取締役 阪永 和裕

福岡県告示第1721号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 グルメシティ上白水店

(2) 所在地 福岡県春日市上白水420番地の1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 光石 直起	九州スーパーマーケットダイエー株式会社 代表取締役 塚元 辰男
------------------------------------	------------------------------------

変 更 前	変 更 後
九州スーパーマーケットダイエー株式会社	株式会社グルメシティ九州

変 更 前	変 更 後
株式会社グルメシティ九州 代表取締役 塚元 辰男	株式会社グルメシティ九州 代表取締役 阪永 和裕

福岡県告示第1722号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市門司区新門司北二丁目	平成21年10月28日

福岡県告示第1723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー那珂川店  
(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄三丁目113番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1724号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー那珂川中原店  
(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1725号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 清水山鳥獣保護区

- (1) 区域

みやま市のうち、市道唐尾本吉線と市道黒岩山内線との交点を起点とし、同市道を東へ進み大観峠私道に接続し、同私道を東へ進み旧瀬高町と旧山川町との境界線に至り、同境界線を南西へ進み県道飯江長田線に接続し、同県道を北へ進み市道イヤデ彼岸田線に接続し、同市道を北へ進み市道唐尾本吉線に接続し、同市道をさらに北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

## (3) 保護に関する指針

## ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## イ 指定目的

当該地域はみやま市瀬高町（旧瀬高町）の南東部で旧山川町との境に位置している。この地域は常緑広葉樹の豊かな植生に恵まれ、野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

## 2 古処山鳥獣保護区

## (1) 区域

朝倉市及び嘉麻市のうち、国道500号と国道322号との交点を起点とし、同国道を北西へ進み秋月大橋に至り、主要地方道桂川下秋月線に接続し、同主要地方道を北西へ進み朝倉市と嘉麻市との境界線に至り、同境界線を東へ進み八丁峠を経て川底集落へ通じる里道に接続し、同里道を北東へ進み林道ウツギハラ線に接続し、同林道を北へ進み川底集落に至り、古処山に通じる旧林道に接続し、同林道を南東へ進み長野集落を経て宇土浦へ通じる里道に接続し、同里道を北へ進み真名子集落に至り、林道南嘉穂1号線に接続し、同林道を東へ進み旧千手村と旧足白村との境界線に至り、同境界線を南東へ進み屏山の三角点（標高926メートル）に至り、同所から嘉麻市と朝倉市との境界線を東へ進み宇土浦越の歩道に至り、同歩道を南へ進み馬見林道に接続し、同林道を南へ進み江川ダム右岸の国道500号に接続し、同国道を東へ進み朝倉市道下戸河内稗田線との分岐点（稗田橋）に至り、同市道を西へ進

み江川ダムの堤体上を經由して国道500号に接続し、同国道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当区域は、県のほぼ中央部に位置し、古処山を中心とした山地と江川ダム貯水池で占められている。江川ダム近郊ではクマタカの生息が確認されているほか、豊かな生態系が維持されており野生鳥獣、特に鳥類の生息数が多く、植生、地形などが野生鳥獣の生息に適しているため、森林鳥獣保護区として野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

3 石峰山鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市若松区のうち、市道本町小竹1号線と国道199号との交点を起点とし、同国道を西へ進み鴨生田交差点に至り、主要地方道北九州芦屋線に接続し、同主要地方道を西へ進み二島西公園入口交差点に至り、同交差点を右折して、市道鴨生田頓田1号線を北へ進み市道頓田48号線に接続し、同市道を西へ進み市道竹並2号線に接続し、同市道を北へ進み市道竹並21号線に接続し、同市道を北へ進み市道頓田竹並18号線に接続し、同市道を北へ進み市道頓田竹並1号線に接続し、同市道を東へ進み県道頓田二島線に接続し、同県道を南へ進み花房小学校前に至り、同小学校前から左折して市道小竹55号線に接続し、同市道を北へ進み国道495号に接続し、同国道を東へ進み市道本町小竹1号線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地は、北九州市若松区に位置し、広葉樹を中心とした森林地帯となっている。この自然豊かな地域には数多くの野生鳥獣が生息しており、野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域となっているため、県指定鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

4 八木山鳥獣保護区

(1) 区域

飯塚市のうち、国道201号と飯塚市と糟屋郡篠栗町との境界線との交点を起点とし、同境界線を北西へ進み宮若市と飯塚市との境界線に至り、同境界線を北東へ進み県道八木山若宮線に接続し、同県道を南東へ進み国道201号に接続し、同国道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地は、豊かな生態系が維持されており野生鳥獣、特に鳥類の生息種が多く、植生、地形などが野生鳥獣の生息に適しているため、鳥獣保護区の存続期間を更新し、引き続き当該地域に生息する野生鳥獣の保護を図る必要がある。

福岡県告示第1726号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 久留米特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

久留米市のうち、国道209号と県道安武本国分線との交点（西町十二軒屋）を起点とし、同県道を東へ進み国道3号に接続（苅原交差点）し、同国道を北へ進み県道藤山国分一丁田線に接続し、同県道を南東へ進み九州自動車道に接続し、同自動車道を南西へ進み国道3号に接続し、同国道を南へ進み久留米市と八女郡広川町との境界線に接続し、同境界線を西へ進み久留米市、広川町及び筑後市との境界線分岐点に至り、久留米市と筑後市との境界線を西へ進み国道209号に接続し、同国道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

2 福智町神崎特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡福智町のうち、町道飯土井田ノ口線と町道神崎南木線との交点を起点とし、同町道を南へ進み福智町と田川郡糸田町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み福智町、糸田町及び飯塚市との境界線分岐点に至り、福智町と飯塚市との境界線を北西へ進み御手水谷の入り口に至り、同谷を北東へ進み主要地方道添田赤池線に接続し、同主要地方道を北西へ進み町道飯土井田ノ口線に接続し、同町道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

3 相島特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糟屋郡新宮町相島全域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

4 芥屋特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糸島郡志摩町のうち、志摩中学校正門前を起点とし、正門前の里道を南へ進み芥屋ゴルフ場境界線に接続し、同境界線を南西へ進み扇ノ浦溜池北側の町道岩崎八熊線に接続し、同町道を南西へ進み町道西貝塚線に接続し、同町道を西へ進み同町道終点を経て里道に接続し、同里道を北へ進み芥屋ゴルフ場境界線に接続し、同境界線を西へ進み若国養鶏場跡前の町道松原・岐志松原線に接続し、同町道を西へ進み町道芥屋3号線に接続し、同町道を南西へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北へ進み県道芥屋大門公園線との交点に至り、同主要地方道を東へ進み町道小金丸線に接続し、同町道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

5 若松特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市若松区のうち、国道199号と市道本町小竹1号線との交点を起点とし、同市道を北西へ進み国道495号に接続し、同国道を北西へ進み脇之浦漁港に通じる市道小竹99号線に接続し、同市道を北西に進み浦ノ神橋を経て埋立地防波堤護岸に至り、同防波堤護岸を北東へ約2,100メートル進み更に北へ約2,150メートル進み響灘東部地区の北西端に至り、同端から東へ約2,050メートル進み安瀬地区響灘臨海造成地の防波堤護岸に至り、同防波堤護岸を東へ進み洞海湾の防波堤を経て干潮時海岸線を南へ進み国道199号に接続し、同国道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

## 6 合所ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

うきは市のうち、合所ダム堤体上のダム管理用道路（右岸）と県道朝田日田線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道栗木野・探野線（栗木野橋）に接続し、同市道を南西へ進み市道落合栗木野線に接続し、同市道を北西へ進み林道荒平線に接続し、同林道を北へ進み合所ダム管理用道路（左岸）に接続し、同管理用道路を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

## 7 湯川山特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

遠賀郡岡垣町のうち、県道原海老津線と国道495号との交点を起点とし、同国道を南西へ進み町道湯川内浦線に接続し、同町道を北へ進み県道岡垣玄海線に接続し、同県道を南へ進み県道原海老津線に接続し、同県道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

## 8 本庄池特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

京都郡みやこ町のうち、町道大坂内垣線と町道本庄高座線との交点を起点とし、町道本庄高座線を南へ進み町道上高屋大隈線に接続し、同町道を西へ進み県道津野犀川線に接続し、同県道を北へ進み町道大坂内垣線に接続し、同町道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

## 9 花鶴川河口特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

古賀市のうち、春分の日及び秋分の日干潮時海岸線（以下「干潮時海岸線」という。）と古賀西小学校の校舎西側の里道の延長線との交点を起点とし、同里道を南東へ進み市道2号線に接続し、同市道を南へ進み旧西鉄宮地岳線に接続し、同鉄道を南西へ進み市道931号線に接続し、同市道を北へ進み里道へ接続し、同里道を北へ進みその延長線と干潮時海岸線との交点に至り、干潮時海岸線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

## 10 永満寺地区特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

直方市のうち、市道永満寺18号線と市道永満寺46号線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み紅葉の森、中小企業大学校及び工芸の村との境界線に接続し、同工芸の村境界線から市道永満寺42号線に接続し、同市道を北西へ進み福智山ろく花公園の境界線に接続し、同境界線を西へ進み永満寺公園の境界線に接続し、同境界線を北西へ進み福持池の境界線に接続し、同境界線を東へ進み福智山ろく花公園の境界線に接続し、同境界線を東へ進み市道永満寺19号線に接続し、同市道を東へ進み市道永満寺45号線に接続し、同市道を北東へ進み市道永満寺42号線に接続し、同市道を北へ進み市道永満寺46号線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

## 11 上陽特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

八女市のうち、八女上陽ゴルフ倶楽部用地全域

## (2) 存続期間

平成21年11月15日から



平成31年11月14日まで

12 東徳永特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市のうち、県道椎田勝山線と市道大無田郡界線との交点を起点とし、同市道を北東へ進みJR日豊本線に接続し、同鉄道を南東へ進み行橋市と築上郡築上町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み行橋市と京都郡みやこ町との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

13 いこいの森特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都郡みやこ町のうち、町道大坂内垣線と町道下高屋野口線との交点を起点とし、町道下高屋野口線を北へ進み県道下深野犀川線に接続し、同県道を東へ進み町道久富末江線に接続し、同町道を南へ進み町道大坂内垣線に接続し、同町道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

14 塚田溜池周辺特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

遠賀郡岡垣町のうち、町道浜田黒山線と国道495号線との交点を起点とし、同国道を西へ進み町道西黒山糠塚線に接続し、同町道を北東へ進み町道浜田黒山線と接続し、同町道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成21年11月15日から

平成31年11月14日まで

福岡県告示第1727号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市西区大字田尻地内	平成21年9月14日から 平成21年10月31日まで

福岡県告示第1728号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西日本鉄道株式会社代表取締役から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡都市計画事業月の浦西土地区画整理事業に伴う出来形確認測量図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大野城市月の浦四丁目、大字牛頸の各一部地域	平成21年11月5日から 平成22年1月30日まで

福岡県告示第1729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成21年11月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	椎田線 勝山線	京都郡みやこ町皆見849番先から 京都郡みやこ町有久144番2先まで

## 公 告

公告

第208回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成21年11月30日 午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13 - 50

福岡県吉塚合同庁舎 603A会議室

3 予定議案

- (1) 宮田都市計画公園の決定（福岡県決定）について
- (2) 福岡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (3) 前原都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (4) 八女都市計画道路の変更（福岡県決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成21年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務に係る提案（詳細は、企画提案競技実施要領によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (2) 過去2年間間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、適切に履行を行っていること。

なお、実績を証明する書類を提出すること。

- (3) 県内に事業所を有する者

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

- (2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から平成21年12月7日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

平成21年11月27日（金）午前10時30分から午後12時まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁8階 総務部会議室

ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成21年12月7日（月）午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接（ただし、県の休日は受領しない。）

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年11月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年8月1日～8月31日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県宗像郡第一支部	阿部弘樹	山名ゆりか	福津市西福岡2-1-10		平成21年8月4日

(1団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いとしまビジョンの会	佐藤俊郎	佐藤聡子	前原市波多江駅南1-16-10-602	平成21年8月31日

憲法の友の会	藤本 豊	藤本 豊	福岡市東区香椎6-35-6	平成21年8月28日
佐伯かつのぶ後援会	今任 秀邦	城戸 武	糟屋郡久山町大字久原2699-3	平成21年8月6日
なかしま浩二後援会	松尾 徳雄	平原 日出夫	田川郡添田町添田1892-1 有限会社添田環境サービス内	平成21年8月6日
吉村雅明後援会	中山 輝男	鳥飼 英雄	糟屋郡久山町大字猪野594	平成21年8月28日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から  
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成21年11月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年8月1日～8月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日	備 考
		新	旧			
自由民主党福岡県自動車整備支部	代 表 者	内 山 邦 彦	副 田 悦 博	平成21年5月26日	平成21年8月11日	
	会 計 責 任 者	喜 田 順 治	土 器 園 明			
自由民主党福岡県衆議院比例区第一支部	政治団体の名称	自由民主党福岡県衆議院比例区第一支部	自由民主党福岡県第十一選挙区支部	平成21年8月9日	平成21年8月10日	主たる活動区域の異動により総務大臣届出団体に変更
自由民主党福岡県第十一選挙区支部	政治団体の名称	自由民主党福岡県第十一選挙区支部	自由民主党福岡県衆議院支部	平成21年8月9日	平成21年8月10日	
	会 計 責 任 者	矢 野 崇 志	大 塚 伸 一	平成21年8月13日	平成21年8月14日	

(3団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井上明後援会	代表者	井上明	中島繁	平成21年8月7日	平成21年8月7日
大塚ゆうこ後援会	政治団体の名称	大塚ゆうこ後援会	さとうふみや後援会	平成21年7月23日	平成21年8月3日
大堂圏治後援会圏照会	会計責任者	大堂真紀代	古島徳雄	平成21年8月1日	平成21年8月5日
木下康一後援会	代表者	今泉保憲	河野純一	平成21年8月1日	平成21年8月27日
小迫ひでのり後援会	主たる事務所の所在地	田川市大字弓削田字異国屋敷3805 - 1	田川郡香春町大字高野字平田1111 - 4	平成21年8月9日	平成21年8月12日
こんどう進也後援会	代表者	近藤進也	久保田尚美	平成21年8月11日	平成21年8月11日
佐伯国広後援会	会計責任者	城戸隆司	阿部 園 紀	平成21年8月20日	平成21年8月20日
全日本不動産政治連盟福岡県本部	会計責任者	西山順子	熊谷隆介	平成21年6月22日	平成21年8月11日
田中丈太郎を支援する会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区住吉3-13-3住吉ビル2階	福岡市博多区博多駅前2-3-23 安田三井不動産ビル5階JR九州 労組内	平成21年8月1日	平成21年8月21日
福岡県北九州・筑豊地区税理士政治連盟	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区徳力新町2-13 - 24	北九州市戸畑区一枝1丁目6-24	平成21年8月5日	平成21年8月7日
	代表者	佐藤博勝	松本 榮 治		
	会計責任者	工藤俊明	長野 熙		
福岡県漁民政治連盟	代表者	阿部周一	稗田輝男	平成21年8月5日	平成21年8月6日
福岡県自動車整備政治連盟	代表者	内山邦彦	副田悦溥	平成21年5月26日	平成21年8月11日
	会計責任者	喜田順治	土器園 明		

福岡県農政連柳川支部	会計責任者	目野英典	園田清美	平成21年7月27日	平成21年8月14日
よしひろ啓子後援会	主たる事務所の所在地	京都府苅田町京町2-7-1	京都府苅田町富久町2丁目27-5	平成21年8月21日	平成21年8月24日
	会計責任者	守中鎮人	河村幸生		

(14団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年11月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
森繁義後援会	平成21年6月10日	平成21年8月20日

(1団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年11月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年8月1日～8月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
井上明	福岡県議会議員	井上明後援会	八女市本村425-42 清水ビル2階	井上明	平成21年8月7日	平成21年8月7日
近藤進也	水巻町長	こんどう進也後援会	遠賀郡水巻町吉田南2丁目6番2号	近藤進也	平成21年8月11日	平成21年8月11日
佐藤俊郎	前原市長	いとしまビジョンの会	前原市波多江駅南1-16-10-602	佐藤俊郎	平成21年8月25日	平成21年8月31日

(3団体)

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・10・30	3033	告 示	1635	21			14		建築都市局	建設都市局